

平成 21 年 3 月 30 日
株式会社 山梨中央銀行

個人年金保険における取扱商品の追加について

株式会社山梨中央銀行(頭取 芦澤 敏久)は、お客さまの利便性の向上を図るとともに、保険に関する幅広いニーズにきめ細かくお応えするため、下記の個人年金保険商品 2 商品を追加いたします。

記

1. 追加商品

商品名	「堅実ねんきん」 5年ごと利差配当付利率変動型一時払個人年金保険
引受保険会社	明治安田生命保険相互会社
主な特徴	年金原資が契約日に確定します。 解約返戻金が、契約日に確定します。 据置期間は、5年または10年から選ぶことができます。

商品名	「プレミアステップ2」 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(09)
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社
主な特徴	初期費用の負担がなく、世界の7資産に分散投資します。 年金原資と死亡給付金額には100%の最低保証があります。 最低保証はステップアップし、一度上がったら下がりません。 ステップアップ保証率は5%ごとに判定し、上限がありません。

2. 取扱開始日

平成 21 年 4 月 1 日(水)

3. 商品の内容およびリスクについて

追加する商品の概要およびリスク等については、別紙 1 ~ 3 をご覧ください。

4. 取扱店

全店(ローンスクエア甲府支店、リバーシティ出張所を除きます。)

当行では、今後とも、よりお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

株式会社 山梨中央銀行

登録金融機関 関東財務局長(登金)第41号

加入協会 日本証券業協会

「堅実ねんきん」商品概要

項目	内 容														
商品名	堅実ねんきん 5年ごと利差配当付利率変動型一時払個人年金保険														
商品形態	一時払定額個人年金保険														
引受保険会社	明治安田生命保険相互会社														
保 險 料	解約返戻金	解約返戻金は、契約年齢・性別・経過年数等によって異なりますが、短期間で解約した場合は一時払保険料を下回ります。なお、解約返戻金は、基本保険金額（一時払保険料）が上限となります。													
	年金原資	年金原資は契約日に確定します。													
	死亡給付金額	据置（運用）期間中に被保険者がお亡くなりになった場合の死亡給付金額は、基本保険金額（一時払保険料）と同額となります。													
保険料払込方法	一時払のみ														
年金受取方法	・確定年金（5・10・15年） ・一括受取（年金開始日の一括受取額は年金原資となります）														
契約者（被保険者）年齢	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>据置期間 5年</th> <th>据置期間 10年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5年確定年金</td> <td>0歳～87歳</td> <td>0歳～82歳</td> </tr> <tr> <td>10年確定年金</td> <td>0歳～82歳</td> <td>0歳～77歳</td> </tr> <tr> <td>15年確定年金</td> <td>0歳～77歳</td> <td>0歳～72歳</td> </tr> </tbody> </table>			年金種類	据置期間 5年	据置期間 10年	5年確定年金	0歳～87歳	0歳～82歳	10年確定年金	0歳～82歳	0歳～77歳	15年確定年金	0歳～77歳	0歳～72歳
年金種類	据置期間 5年	据置期間 10年													
5年確定年金	0歳～87歳	0歳～82歳													
10年確定年金	0歳～82歳	0歳～77歳													
15年確定年金	0歳～77歳	0歳～72歳													
据置期間	5年・10年														
年金受取開始	契約日から5年（または10年）の経過後の契約応答日														
最低一時払保険料	・5年・10年確定年金：100万円以上（10万円単位） ・15年確定年金：150万円以上（10万円単位）														
最高保険料	5億円（明治安田生命通算）														
クーリングオフ	対象です。														
	お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」の交付日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます）であれば、明治安田生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払いいただいた金額を全額返金します。														

「プレミアステップ2」商品概要

項目	内容
商品名	プレミアステップ2 年金原資運用実績連動保証型変額個人年金保険(09)
商品形態	一時払変額個人年金保険
引受保険会社	第一フロンティア生命保険株式会社
保 險 料	解約返戻金 最低保証はありません。
	年金原資 基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%を最低保証のうえ、積立金額、最低受取保証額()のうち、いずれか大きい金額。 最低受取保証額:死亡給付金額および年金原資額が最低保証される金額。契約時は基本保険金額(一時払保険料相当額)の100%とし、運用実績に応じて110%から5%ごと何度も上限なくステップアップします。
	死亡給付金額
保険料払込方法	一時払のみ
年金受取方法	・確定年金(3~7・10・15・20・25・30・35・40年) ・保証期間付終身年金(10年) ・死亡時保証金額付終身年金 ・一括受取
契約者(被保険者)年齢	0歳~80歳(満年齢)
年金受取開始年齢	・確定年金:10歳~90歳 ・死亡時保証金額付終身年金:50歳~90歳 ・10年保証期間付終身年金:50歳~90歳
据置期間	10年~20年から選択(1年単位)
最低一時払保険料	200万円以上(1万円単位)
最高保険料	5億円(第一フロンティア生命通算)
特別勘定の概要	特別勘定名称「世界バランス型」 <投資方針> 日本を含む世界(新興国含む)の株式、公社債を実質的な主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行う。 <投資対象とする投資信託> DIAM世界アセットバランスファンド3VA(適格機関投資家限定) <基本資産配分比率> 国内株式:15%、外国株式:10%、国内債券:20%、外国債券(為替ヘッジあり):25%、外国債券(為替ヘッジなし):20%、新興国株式:5%、新興国債券:5% <運用会社> DIAMアセットマネジメント株式会社 <資産運用関係費> 信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対し、年率0.1995%(税抜0.19%)
遺族年金支払特約	確定年金(5年・10年・15年・20年・25年・30年・35年・40年)
運用期間中年金支払移行特約	契約日から1年経過以降、契約者からの申し出により、いつでもその時点の解約返戻金を年金原資額として、年金受取を開始することができる。 ただし、運用期間中に年金移行する場合は、年金原資額の最低保証はありません。また、10年未満で年金移行する場合の年金原資額は、積立金額から解約控除が差し引かれた金額となります。

運用期間10年超の場合の年金原資保証金額の加算	契約時に指定した運用期間が10年超の場合、運用期間満了時の年金原資保証金額は、最低受取保証額（基本保険金額の100%または運用実績に応じて110%から5%刻み）に、運用期間に応じて基本保険金額の1~10%を加えた金額となります。										
クーリングオフ	対象です。 お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内（土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。）であれば、第一フロンティア生命あての書面（消印有効）での郵便によるお申出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この場合、お払い込いただいた金額を全額返金します。										
諸費用	<table border="1"> <tr> <td>契約初期費用</td><td>かかりません。</td></tr> <tr> <td>保険契約関係費</td><td>特別勘定の資産総額に対し、年率2.98%</td></tr> <tr> <td>資産運用関係費</td><td>信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対し、年率0.1995%（税抜0.19%） 上記信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2009年3月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。</td></tr> <tr> <td>解約控除率</td><td>1年末満7.0%、1年以上2年末満6.3%、以下経過1年毎に0.7ポイントずつ低減し、10年経過以降は0.0%</td></tr> <tr> <td>年金管理費</td><td>年金額の1%を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。</td></tr> </table>	契約初期費用	かかりません。	保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対し、年率2.98%	資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対し、年率0.1995%（税抜0.19%） 上記信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2009年3月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。	解約控除率	1年末満7.0%、1年以上2年末満6.3%、以下経過1年毎に0.7ポイントずつ低減し、10年経過以降は0.0%	年金管理費	年金額の1%を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。
契約初期費用	かかりません。										
保険契約関係費	特別勘定の資産総額に対し、年率2.98%										
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対し、年率0.1995%（税抜0.19%） 上記信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券の売買委託手数料および消費税などを間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2009年3月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。										
解約控除率	1年末満7.0%、1年以上2年末満6.3%、以下経過1年毎に0.7ポイントずつ低減し、10年経過以降は0.0%										
年金管理費	年金額の1%を毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。										
主な投資リスク	<table border="1"> <tr> <td>株価変動リスク</td><td>株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般的に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。</td></tr> <tr> <td>金利変動リスク</td><td>金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。</td></tr> <tr> <td>為替変動リスク</td><td>外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。</td></tr> <tr> <td>信用リスク</td><td>株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。</td></tr> <tr> <td>新興国への投資リスク</td><td>新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があり、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高などの悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などにより証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。</td></tr> </table>	株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般的に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。	新興国への投資リスク	新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があり、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高などの悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などにより証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。
株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般的に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。										
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。										
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外国通貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落（円高）した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。										
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。										
新興国への投資リスク	新興国の経済状況は先進国経済に比較して脆弱である可能性があり、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高などの悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更などにより証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。一般に、このような場合、有価証券や為替相場が先進国より大きく変動し、特別勘定の基準価額の下落要因となる場合があります。										

<個人年金保険の留意点>

商品の詳細については、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）」をご確認ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」および「特別勘定のしおり」等をご確認ください。

個人年金保険は、預金商品ではなく、預金保険の対象ではありません。

個人年金保険は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。

中途解約された際の解約返戻金額や変額年金保険における年金原資やお受取金額は、運用実績等により一時払保険料を下回ることがあります。

引受保険会社が経営破綻した場合の取扱い等の保険契約に関するリスクについては、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られことになりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付額等が削減されることがあります。